

兵庫県公報

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

平成19年3月27日 火曜日 第1861号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

規 則

| | |
|---|---|
| ○消防賞じゅっ金等支給規則の一部を改正する規則（消防課） | 3 |
| ○兵庫県立広域防災センター管理規則の一部を改正する規則（同） | 3 |
| ○兵庫県老人休養ホーム管理規則を廃止する規則（高齢福祉課） | 3 |
| ○兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則の一部を改正する規則（公園緑地課） | 4 |

告 示

| | |
|---|----|
| ○救急病院の認定（医務課） | 4 |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課） | 4 |
| ○同 上（同） | 5 |
| ○同 上（同） | 6 |
| ○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課） | 7 |
| ○県営土地改良事業の換地処分（同） | 8 |
| ○同 上（同） | 8 |
| ○同 上（同） | 8 |
| ○同 上（同） | 8 |
| ○同 上（同） | 8 |
| ○同 上（同） | 8 |
| ○土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同） | 8 |
| ○平成10年兵庫県告示第899号（農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の公示）の一部改正（農地調整室） | 9 |
| ○家畜の検査の実施（畜産課） | 9 |
| ○同 上（同） | 10 |
| ○同 上（同） | 13 |
| ○牛の炭そ予防注射の実施（同） | 14 |
| ○第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課） | 14 |
| ○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 17 |
| ○道路の区域の変更、供用開始等（同） | 18 |
| ○同 上（同） | 18 |
| ○東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課） | 19 |
| ○東播都市計画都市高速鉄道事業の事業計画の変更認可（同） | 19 |
| ○河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（中播磨県民局） | 19 |
| ○土砂災害警戒区域の指定（砂防課） | 20 |
| ○東播磨港港湾計画の変更（港湾課） | 25 |
| ○宅地建物取引業法に基づく行政処分（土地対策室） | 25 |
| ○兵庫県土地利用基本計画の一部変更（同） | 26 |
| ○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課） | 26 |
| ○同 上（同） | 26 |
| ○土地区画整理組合の解散認可（同） | 26 |

| | |
|--|----|
| ○道路の位置指定（建築指導課） | 26 |
| 公 告 | |
| ○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課） | 27 |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出（同） | 27 |
| ○同上（同） | 28 |
| 教育長訓令 | |
| ○兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令 | 29 |
| 公安委員会規則 | |
| ○兵庫県警察教養規則 | 29 |
| ○交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則 | 30 |
| ○兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | 31 |
| 公安委員会告示 | |
| ○警備業法に基づく直接検定の実施 | 34 |
| 収用委員会告示 | |
| ○収用の裁決手続開始決定 | 36 |
| 市町村職員退職手当組合規則 | |
| ○兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 40 |
| ○兵庫県市町村職員の退職手当及び負担金に係る給料月額の特例に関する規則の一部を改正する規則 | 42 |
| ○兵庫県市町村職員退職手当組合基金の貸付に関する規則及び兵庫県市町村職員退職手当組合財務規則の一部を改正する規則 | 42 |

公布された法令のあらまし

- 消防賞じゆつ金等支給規則の一部を改正する規則（規則第15号）
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）の一部改正等により、これまで政令で定められてきた障害等級ごとの障害の程度が総務省令で定められるとともに、用語の整理がされたことに伴い、政令の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立広域防災センター管理規則の一部を改正する規則（規則第16号）
消防組織法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。
- 兵庫県老人休養ホーム管理規則を廃止する規則（規則第17号）
兵庫県老人休養ホームの設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、兵庫県老人休養ホーム管理規則を廃止することとした。
- 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則の一部を改正する規則（規則第18号）
兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改めることとした。
- 兵庫県警察教養規則（公安委員会規則第1号）
警察教養規則の制定に伴い、兵庫県警察職員に対する警察教養に関し必要な事項を定めることとした。
- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）
 - 1 交番及び駐在所の移転に伴い、兵庫県兵庫警察署松原交番、兵庫県伊丹警察署稲野交番、兵庫県丹波警察署池谷駐在所、兵庫県社警察署河合西駐在所及び兵庫県たつの警察署半田駐在所の名称及び位置について、所要の整備を行うこととした。
 - 2 市町における町名の変更等に伴い、兵庫県神戸西警察署栄交番、兵庫県神戸西警察署井吹台交番、兵庫県伊丹警察署新伊丹交番、兵庫県伊丹警察署野間交番、兵庫県伊丹警察署神津交番、兵庫県伊丹警察署昆陽交番、兵庫県伊丹警察署昆陽ノ里交番、兵庫県伊丹警察署荒牧交番、兵庫県明石警察署高丘交番、兵庫県加古川警察署野添交番及び兵庫県姫路警察署別所交番の所管区域について、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県道路交通法施行細則（公安委員会規則第3号）

通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路が、道路管理者により新たに指定されること等に
伴い、自動車の積載物の高さの制限に係る規定を改めることとした。

規 則

消防賞じゆつ金等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第15号

消防賞じゆつ金等支給規則の一部を改正する規則

消防賞じゆつ金等支給規則（昭和45年兵庫県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第3の」を「第6条第2項に規定する」に改め、「以上の」の右に「障害等級に該当する」
を加える。

別表第2 障害の程度の項中「障害の程度」を「障害等級」に改め、同表備考1中「障害の等級」を「障害等
級」に、「別表第3」を「第6条第2項」に改め、同表備考2中「障害の等級」を「障害等級」に、「第6条
第2項から第5項まで（第3項第1号を除く。）」を「第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除
く。）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）第3条第2
項」に改め、同表備考3中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

兵庫県立広域防災センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第16号

兵庫県立広域防災センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立広域防災センター管理規則（平成16年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第26条第1項」を「第51条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

兵庫県老人休養ホーム管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第17号

兵庫県老人休養ホーム管理規則を廃止する規則

兵庫県老人休養ホーム管理規則（昭和45年兵庫県規則第68号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第18号

兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則（平成12年兵庫県規則第8号）の一部を次のよ

うに改正する。

第12条中「第5項」を「第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第 321 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 神戸アドベンチスト病院
 所 在 地 神戸市北区有野台8丁目4番地の1
 認 定 年 月 日 平成18年12月15日
 認定の有効期限 平成21年12月14日

兵庫県告示第 322 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 住友電気工業株式会社 伊丹製作所
 伊丹市昆陽北1丁目1番1号
 所長 宮下通永
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 住友電気工業株式会社 伊丹製作所
 伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

| 種 類 | 71号の2イ 洗浄施設 (No. 1) | | 71号の2イ 洗浄施設 (No. 2) | | |
|---------------------|---------------------|----|---------------------|----|----|
| | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 | |
| 能 力 | 20m ³ /分 | | 同 左 | | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 許可後 | | 同 左 | | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 着手後7日 | | 同 左 | | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | 完成後 | | 同 左 | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 0時～0時 9時間 | | 同 左 | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | なし | | 同 左 | | |
| | 区 分 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |

| | | | | | |
|---|------------------------------|----------|--------|-------|------|
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 水素イオン濃度 (水素指数) | 1~2 | 1 | 12~14 | 14 |
| | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 10以下 | 10 | 10以下 | 10 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 20以下 | 20 | 120以下 | 120 |
| | 浮遊物質 (単位 mg/L) | 10以下 | 10 | 100以下 | 100 |
| | 窒素含有量 (単位 mg/L) | 10,000以下 | 10,000 | 50以下 | 50 |
| | ふっ素含有量 (単位 mg/L) | 1,000以下 | 1,000 | 8以下 | 8 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L) | 1以下 | 1 | 1以下 | 1 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日) | | 0.001 | 0.001 | 0 | 0.12 |

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年3月27日から同年4月17日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課

兵庫県告示第323号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所 加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
所長 田中 毅
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所 加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
- (3) 特定施設に関する事項

| | | |
|---|---|--------------|
| 種 | 類 | 61号ホ 湿式集じん施設 |
|---|---|--------------|

| | | | |
|---|-----------------------|-----------|--------|
| 能力 | 1,500 m^3 /分 | | |
| 工事着手予定年月日 | 許可後 | | |
| 工事完成予定年月日 | 着手後5箇月 | | |
| 使用開始予定年月日 | 完成後 | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 24時間連続 | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | なし | | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区 分 | 通 常 | 最 大 |
| | 水素イオン濃度 (水素指数) | 11.5~12.5 | 13 |
| | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | — | — |
| | 浮遊物質 (単位 mg/L) | 26,800 | 27,000 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m^3 /日) | 102 | 150 | |

備考 汚水等は処理後全量循環使用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年3月27日から同年4月17日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古川市環境部環境政策局環境政策課

兵庫県告示第324号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
アース製薬株式会社
赤穂市坂越3218-12
役員待遇管理本部総務部(赤穂)部長 柏原孝信
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
アース製薬株式会社 坂越工場
赤穂市坂越3218-12
- (3) 特定施設に関する事項

| | |
|-----|-----------------|
| 種 類 | 46号ろ過施設(No.1、2) |
|-----|-----------------|

| | | | |
|---|-------------------------------|---------|---------|
| 能 力 | 120L/分・基 | | |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 | 許可後 | | |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 | 着手後 6 箇月 | | |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 | 完成後 | | |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 | 24時間連続 | | |
| 使用時間の季節的変動の概要 | なし | | |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区 分 | 通 常 | 最 大 |
| | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数) | 7~8 | 7~8 |
| | 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L) | 270,000 | 270,000 |
| | 浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L) | 1 | 1 |
| | 窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L) | 1.5 | 1.5 |
| | り ん 含 有 量 (単 位 mg/L) | 150 | 150 |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日) | 90/基 | 90/基 | |

備考 汚水等は、全量製品となるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年 3月27日から同年 4月17日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課

兵庫県告示第 325 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年 3月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| | | | |
|-------|-------|-----------|-----------|
| 事 業 名 | 地 区 名 | 縦 覧 の 期 間 | 縦 覧 の 場 所 |
|-------|-------|-----------|-----------|

| | | | |
|--------------------------------|-------------|------------------------------|----------------------|
| ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模 | 西 の 峠 池 地 区 | 平成19年 3月27日から 同 年 4月16日まで | た つ の 市 役 所 |
| 同 上 | 奥 谷 池 地 区 | 同 上 | 加 東 市 役 所 東 条 庁 舎 |

兵庫県告示第 326 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月9日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区本町南工区の換地処分をした。

平成19年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 327 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月9日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区中山工区の換地処分をした。

平成19年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 328 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月9日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大沢地区第3-1工区の換地処分をした。

平成19年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 329 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月9日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大沢地区第4-1工区の換地処分をした。

平成19年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 330 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月9日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）原地区の換地処分をした。

平成19年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 331 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月12日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）掬鹿谷地区の換地処分をした。

平成19年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 332 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市

から換地処分を行った旨の届出があった。

平成19年 3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市 の 名 称 | 地 区 名 |
|---------|-----------|
| 豊 岡 市 | 奥 赤 地 区 |
| 三 木 市 | 岩 宮 地 区 |
| 淡 路 市 | 口 遠 田 地 区 |

兵庫県告示第 333 号

平成10年兵庫県告示第899号（農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の公示）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年 3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

表30アールの項中「（平成17年3月31日において宍粟郡千種町の区域であった区域を除く。）」を削る。

兵庫県告示第 334 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成19年 3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 牛の伝達性海綿状脳症検査

- (1) 実施の目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満24か月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第2項ただし書きに該当する場合及び家畜防疫員が検査を不適当と認めたものを除く。

- (4) 実施の期日
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

- (5) 検査の方法
 - ア 酵素免疫測定法
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査

2 めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査

- (1) 実施の目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となるめん羊又は山羊の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満12か月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体。ただし、家畜防疫員が検査を不適当と認めたものを除く。

- (4) 実施の期日
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

- (5) 検査の方法

- ア 酵素免疫測定法
- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査

~~~~~

### 兵庫県告示第335号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 搾乳の用に供する牛の結核病検査

##### (1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

##### (2) 実施する区域

神戸市西区、尼崎市、宝塚市、川西市、三田市、伊丹市、姫路市、小野市、西脇市、神崎郡市川町、同郡福崎町、加東市、多可郡多可町、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域を除く。）、篠山市、養父市、朝来市、洲本市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域）、淡路市

##### (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

##### (4) 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

##### (5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

#### 2 搾乳の用以外の用に供する牛の結核病検査

##### (1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

##### (2) 実施する区域

県内全域

##### (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち家畜防疫員が必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が必要と認めた牛

##### (4) 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

##### (5) 検査の方法

ア ツベルクリン検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

#### 3 牛のブルセラ病検査

##### (1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

##### (2) 実施する区域

県内全域

##### (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛の2割以上の牛及びこれらと同一施設内で飼育

している牛のうち家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち家畜防疫員が必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 凝集反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

4 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

神戸市灘区、同市北区、明石市、加古川市、三木市、加古郡稲美町、赤穂市、相生市、たつの市、加西市、宍粟市、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く）

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、家畜防疫員が検査を不適当と認めたものを除く。

(4) 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 酵素免疫測定法

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

エ ヨーニン検査

オ 細菌検査

5 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち家畜防疫員が必要と認めた牛

ウ 公共育成牧場で飼育されている牛のうち家畜防疫員が必要と認めた牛

エ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち家畜防疫員が必要と認めた牛

オ その他家畜防疫員が必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 酵素免疫測定法

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

エ ヨーニン検査

オ 細菌検査

6 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼育している馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

## (4) 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア 寒天ゲル内沈降反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

## 7 豚のオーエスキー病検査

## (1) 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚のおおむね1割を年2回

## (4) 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア ラテックス凝集反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

エ 中和抗体測定法

オ 酵素免疫測定法

## 8 鶏のひな白痢検査

## (1) 実施の目的

鶏のひな白痢の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

県内全域

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のおおむね1割

## (4) 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア 急速凝集反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

## 9 県外に移動しないみつばちの腐そ病検査

## (1) 実施の目的

みつばちの腐そ病の発生を予防するため

## (2) 実施する区域

西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡、豊岡市、養父市、朝来市、美方郡、淡路市

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

定飼（県域で転飼するものを含む。）しているみつばちのうち、蜂場ごとに飼育蜂群数が、10群以下の場合には全群、11群以上49群以下の場合には10群以上、50群以上の場合には2割以上の蜂群

## (4) 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

## (5) 検査の方法

ア 肉眼的検査

- イ 脱脂乳による検査
  - ウ 細菌検査
- 10 県外に移動するみつばちの腐そ病検査
- (1) 実施の目的  
みつばちの腐そ病の発生を予防するため
  - (2) 実施する区域  
県内全域
  - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
県域を越えて移動するみつばち
  - (4) 実施の期日  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
  - (5) 検査の方法
    - ア 肉眼的検査
    - イ 脱脂乳による検査
    - ウ 細菌検査

~~~~~

兵庫県告示第336号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査
- (1) 実施の目的
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 1,000羽以上飼養する養鶏農場で、採卵の用に供し又は供する目的で飼育している鶏及びこれらと同一施設内で飼育している鶏のうち家畜防疫員が検査を必要と認めた鶏
 - イ その他家畜防疫員が必要と認めた鶏
 - (4) 実施の期日
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）
 - イ ウイルス分離検査
 - ウ その他必要な検査
- 2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱、ブルータング検査
- (1) 実施の目的
次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため
 - ア アカバネ病
 - イ チュウザン病
 - ウ アイノウイルス感染症
 - エ イバラキ病
 - オ 牛流行熱
 - カ ブルータング
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛（おおむね60頭）

(4) 実施の期日

平成19年4月1日から同年12月31日まで

(5) 検査の方法

- ア ブルータンク以外の疾病については、マイクロプレート法による中和試験
 イ ブルータンクについては、寒天ゲル内沈降反応

兵庫県告示第337号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、牛の所有者に対し牛の炭そ予防注射を受けることを命ずる。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、家畜防疫員が注射を不相当と認めたものを除く。
 (2) その他家畜防疫員が必要と認めた牛

4 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

5 注射の方法

炭そ予防液の皮下注射

兵庫県告示第338号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成19年3月15日に次のとおり認可した。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 漁業権者

名称 竹田川漁業協同組合
 所在地 丹波市市島町上田448番地1

2 漁業権番号

内共第9号

3 認可に係る変更の内容

第2条第2項中「手釣、竿釣による遊漁」を「第3条に規定する漁具、漁法による遊漁」に改める。
 第3条第1項の表を次のように改める。

| | |
|-------|---------------------|
| 手釣・竿釣 | あゆを対象とする遊漁のみ1人1本に限る |
| 刺網 | 1人2統に限る |
| 投網 | 1人1統に限る |

第3条第2項から第3項までを次のように改める。

- 2 次に掲げる漁場の区域内においては、手釣、竿釣以外の漁法により遊漁をしてはならない。

| | |
|---|-------------------------|
| 1 | JR丹波竹田駅裏井堰から安下橋の区域 |
| 2 | 久良部橋下井堰から吉見浄化センター裏井堰の区域 |

| | |
|---|--------------|
| 3 | 春日町桜橋から馬橋の区域 |
|---|--------------|

3 第6条に規定する大杉ダム特定漁場においては、竿釣以外の漁法により遊漁をしてはならない。
第4条第1項の表を次のように改める。

| | |
|----------|--|
| あゆ | 手釣・竿釣 5月26日から9月30日までの期間内で、組合が公表する期間内 刺網、投網 7月15日から9月30日まで |
| こい ふな | 手釣・竿釣 1月1日から12月31日まで 刺網、投網 1月1日から4月30日まで及び7月15日から12月31日まで |

第5条を削り、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。
(特定漁場)

第6条 漁場区域のうち、次に掲げるア欄の区域はイ欄の期間中は特定漁場（以下「特定漁場」という。）とする。

| | ア 区 域 | イ 期 間 |
|----------|----------------|----------------|
| 大杉ダム特定漁場 | 大杉ダムにより拡張された水面 | 1月1日から12月31日まで |

第7条第1項を次のように改める。

第2条第1項に掲げる漁具、漁法を用いてする遊漁であって、前条の特定漁場以外の区域における遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

| 魚 種 | 漁 具 ・ 漁 法 | 遊 漁 料 |
|-------|-----------|-------------------------|
| 全 魚 種 | 手 釣 ・ 竿 釣 | 1年 2,000円 |
| | 全漁法 | 1年 3,500円、中学生の場合 1年500円 |

第7条第2項の表を次のように改める。

| 納 付 場 所 | |
|------------|----------------------------|
| 竹田川漁業協同組合 | 丹波市市島町上田448番地1（丹波市役所市島支所内） |
| 丹波市役所農林振興課 | 丹波市春日町黒井2005番地 |
| 大井 晃三 | 丹波市市島町喜多148番地 |
| 吉見 和博 | 丹波市市島町勅使1029番地5 |
| 高見 由行 | 丹波市市島町中竹田699番地 |
| 片瀬 昌治 | 丹波市市島町上竹田1910番地1 |

第7条に次の2項を加える。

3 前条に規定する特定漁場における遊漁料の額は、次表のとおりとする。

| 特 定 漁 場 名 | 漁 具 ・ 漁 法 | 遊 漁 料 |
|-----------|-----------|-------|
| | | |

| | | | |
|----------|-----------|----|--------|
| 大杉ダム特定漁場 | 竿釣 | 1日 | 800円 |
| | (1人1本に限る) | 1年 | 4,000円 |

4 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

| 納付場所(年券) | |
|------------|----------------------------|
| 竹田川漁業協同組合 | 丹波市市島町上田448番地1(丹波市役所市島支所内) |
| 丹波市役所農林振興課 | 丹波市春日町黒井2005番地 |
| 大井 晃三 | 丹波市市島町喜多148番地 |
| 吉見 和博 | 丹波市市島町勅使1029番地5 |
| 高見 由行 | 丹波市市島町中竹田699番地 |
| 片瀬 昌治 | 丹波市市島町上竹田1910番地1 |
| 納付場所(日券) | |
| 大杉ダム自然公園 | 丹波市市島町徳尾2162番地2 |

第8条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に、「交付」を「遊漁者に交付」に改める。

第8条中第2項及び第4項を削り、第3項を第2項とする。

第9条第1項中「漁場区域」を「第6条に規定する大杉ダム特定漁場を除く漁場区域」に、「第7条及び第8条」を「第7条第1項及び第2項、第8条」に、「承認を受けなければならない」を「承認を受けて遊漁することができる」に改める。

第9条第3項表中「神戸市中央区5丁目10番1号 兵庫県農林水産部水産課内」を「神戸市中央区中山手通7-28-33 兵庫県立産業会館5階」に、「朝来郡生野町口銀谷791-1」を「朝来市生野町口銀谷791-1 朝来市役所生野庁舎内」に、「宍粟郡山崎町山崎365」を「宍粟市山崎町五十波1013」に、「氷上郡市島町上田448の1」を「丹波市市島町上田448番地1」に、「養父郡八鹿町八鹿1675」を「豊岡市出石町宮内153の3」に、「城崎郡竹野町轟371」を「豊岡市竹野町轟371」に、「美方郡村岡町入江字割岩717の3」を「美方郡香美町村岡区入江字割岩717の3」に、「美方郡浜坂町浜坂2143-10」を「美方郡新温泉町浜坂2143-10」に改める。

様式1号 遊漁承認証を次のように改める。

(1) 年券
(表)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|----|----|-------------------------|---|--|----|--|----|--|--|--|----|--|--|--|----|--|--|--|----|--|--|--|----|-----|
| No. 資格 等 平成 年度 遊漁承認証 竹田川漁業協同組合 印 | 平成 年 月 日までとする。 | 氏名 | 住所 | 平成 年 月 日交付 交付者 | <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td>等級</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>魚族</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>漁具</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>漁法</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>金額</td></tr> </table> | | | | 等級 | | | | 魚族 | | | | 漁具 | | | | 漁法 | | | | 金額 | 遊漁料 |
| | | | | | | | 等級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 魚族 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 漁具 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 漁法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(裏)

| | |
|--|------------------|
| | 注 意 事 項 |
|--|------------------|

(2) 大杉ダム日券
(表)

| No. 資格 大杉ダム日券 平成 年度 遊漁承認証 竹田川漁業協同組合 印 | 平成 有効期間 年 月 日までとする。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">氏 名</th> <th style="width: 50%;">住 所</th> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table> | 氏 名 | 住 所 | | |
|--|------------------------|---|-----|-----|--|--|
| 氏 名 | 住 所 | | | | | |
| | | | | | | |

(裏)

| | |
|--|------------------|
| | 注 意 事 項 |
|--|------------------|

- 4 変更後の第 5 種共同漁業権遊漁規則の施行期日
認可の日から施行する。

~~~~~

**兵庫県告示第 339 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年 3月27日  
から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年 3月27日から 2 週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧  
に供する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                   |    |                  |              |    |
|--------------|-----------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>宮津養父線  | 養父市八鹿町浅間字カラ川221番から<br>同市八鹿町浅間字カラ川221番まで | 旧  | 33.0から<br>48.0まで | 38.0         |    |
|              |                                         | 新  | 36.0から<br>52.0まで | 38.0         |    |

## 兵庫県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年3月27日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                   |    |                 |              |    |
|--------------|-----------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                      | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>178号   | 美方郡新温泉町福富字高縄手314番から<br>同郡同町福富字定利162番2まで | 旧  | 6.0から<br>24.0まで | 211.0        |    |
|              |                                         | 新  | 6.0から<br>30.0まで | 241.0        |    |

## 兵庫県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年3月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年3月27日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                    |    |                 |              |    |
|--------------|------------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>竹田指杭線  | 美方郡新温泉町福富字高縄手314番から<br>同郡同町浜坂字保呂瀬587番1まで | 旧  | 5.0から<br>21.0まで | 324.0        |    |
|              |                                          | 新  | 6.0から<br>30.0まで | 364.0        |    |

**兵庫県告示第342号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3.2.1号 国道線東  
3.4.8号 朝霧二見線  
3.5.109号 黒橋線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成14年3月15日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成14年3月15日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**兵庫県告示第343号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画都市高速鉄道事業  
都市高速鉄道山陽電気鉄道本線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成14年3月26日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成14年3月26日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**兵庫県告示第344号**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年3月27日

河川管理者

中播磨県民局長 原田 彰

- 1 行うべき措置の内容  
二級河川夢前川水系夢前川の河川区域内にある別表に掲げる墓石等の除却
- 2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成19年4月26日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表

| 所在場所                | 物件名 | 数量 | 高さ<br>(メートル)    | 幅<br>(メートル)     |
|---------------------|-----|----|-----------------|-----------------|
| 姫路市夢前町前之庄字向イ125番2地先 | 墓石等 | 5基 | 約0.18～<br>約0.40 | 約0.15～<br>約0.20 |

兵庫県告示第345号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名称                    | 指定の区域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|------------------|---------------------|
| 芝Ⅲ<br>(115000001)     | 宝塚市下佐曽利（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 芝Ⅱ<br>(115000002)     | 宝塚市下佐曽利（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 大藪Ⅱ<br>(115000003)    | 宝塚市下佐曽利（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 福本(1)Ⅱ<br>(115000004) | 宝塚市下佐曽利（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 福本(2)Ⅱ<br>(115000005) | 宝塚市下佐曽利（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 西川Ⅰ<br>(115000006)    | 宝塚市下佐曽利（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 角Ⅱ<br>(115000007)     | 宝塚市下佐曽利（別図7のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 中山Ⅱ<br>(115000008)    | 宝塚市下佐曽利（別図8のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 山添Ⅱ<br>(115000009)    | 宝塚市下佐曽利（別図9のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 道谷Ⅰ<br>(115000010)    | 宝塚市長谷（別図10のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |